

牛マルキンは

肥育経営のセーフティーネットです!!

牛マルキンとは・・・

肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額分の9割が交付されます。

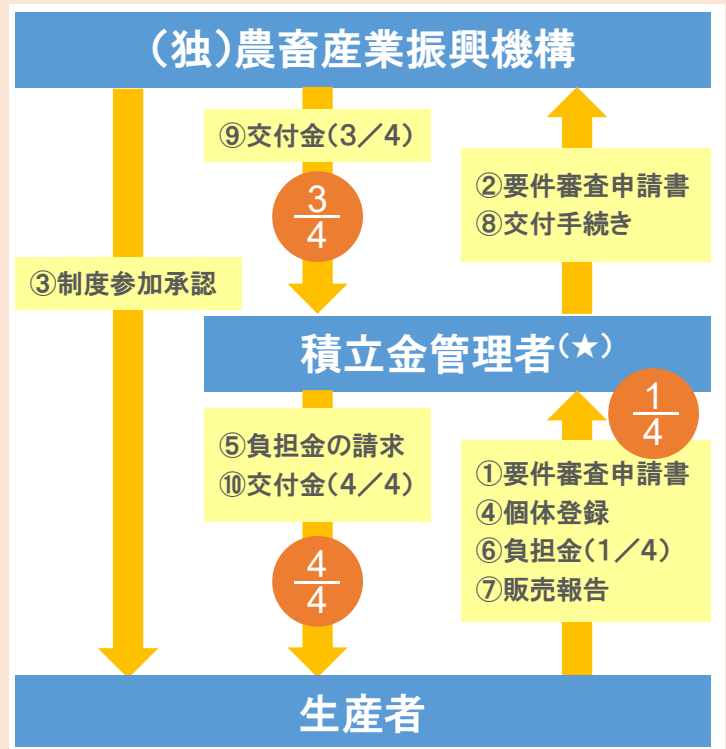
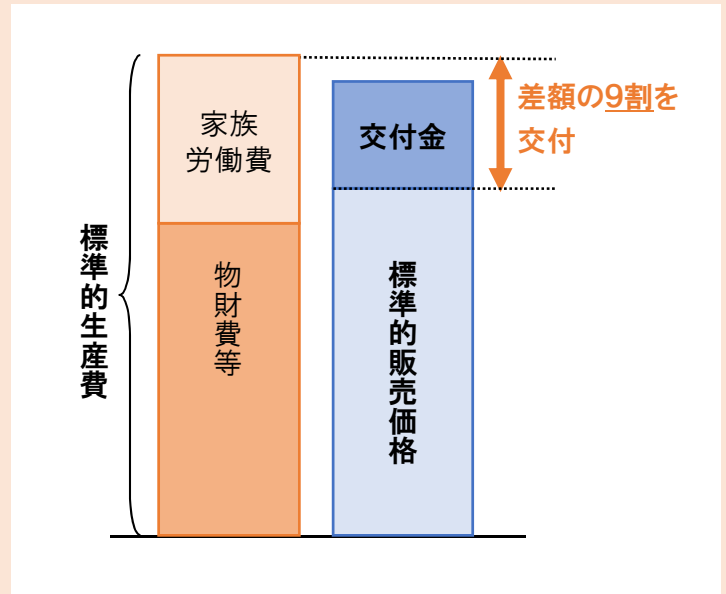
牛マルキンの特徴

補てん率が9割

交付金の負担割合は、
国(機構):生産者=3:1

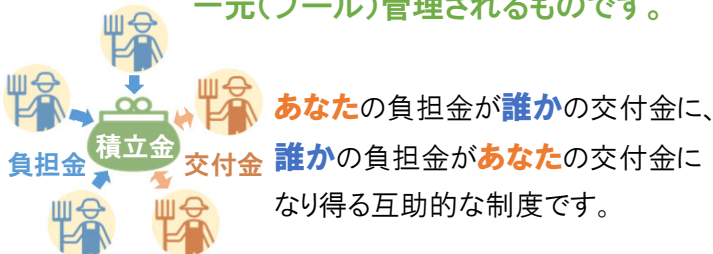
牛マルキンの仕組み(注)

- ・ 業務対象年間は3年間（令和4～6年度）です。（新規参入者以外は途中加入できません。）
- ・ 生産者一人一人が納めた負担金を積立金管理者（★）が一元（プール）管理し、交付金の1/4の原資となります。
- ・ 一元（プール）管理された積立金に残額がある場合、業務対象年間終了後、生産者一人一人に返還されます。
- ・ 負担金を積立金管理者に納付する場合、別途、積立金管理者と契約を締結する必要があります。

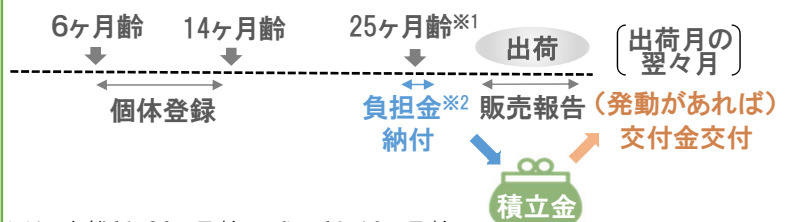


(注) 交付金の交付については、上図の他に、機構から直接、交付金を受け取る方式や機構と積立金管理者のそれぞれから財源ごとに受け取る方式もあります。
 (★) 積立金管理者とは、国が指定した生産者負担金を管理する都道府県団体です。
 主な業務は、要件審査申請書の取りまとめ、生産者負担金の管理、交付金の交付などです。

生産者負担金は、みんなで積み立て、一元(プール)管理されるものです。



制度の流れ(肉専用種の場合)



※1 交雑種:22ヶ月齢、乳用種:18ヶ月齢
 ※2 負担金単価は、毎年度、販売価格や生産コストの変動リスクを見込んだ上で、補てん金の発動見込みを推計して設定

お問い合わせ先一覧(各都道府県の積立金管理者)

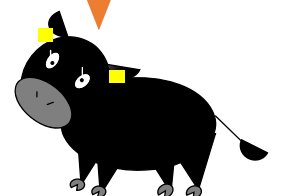
団体名	連絡先	団体名	連絡先
(一社) 北海道酪農畜産協会	011-209-8556	(一社) 滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
(一社) 青森県畜産協会	017-723-2775	(公社) 京都府畜産振興協会	075-681-4280
(一社) 岩手県畜産協会	019-694-1300	(一社) 大阪府畜産会	06-6941-1351
(一社) 宮城県畜産協会	022-298-8475	(公社) 兵庫県畜産協会	078-381-9357
(公社) 秋田県農業公社	018-893-6213	(一社) 奈良県畜産会	0744-29-4004
(公社) 山形県畜産協会	023-665-1158	(公社) 畜産協会わかやま	073-426-8133
(公社) 福島県畜産振興協会	024-573-0514	(公社) 鳥取県畜産推進機構	0857-21-2756
(公社) 茨城県畜産協会	029-232-2277	(公社) 島根県畜産振興協会	0852-31-3609
(公社) 栃木県畜産協会	028-664-3631	(一社) 岡山県畜産協会	086-222-8575
(公社) 群馬県畜産協会	027-220-2371	(一社) 広島県畜産協会	082-962-1872
(一社) 埼玉県畜産会	048-536-5281	(公社) 山口県畜産振興協会	083-973-2725
(公社) 千葉県畜産協会	043-242-6333	(公社) 徳島県畜産協会	088-634-2680
(公財) 東京都農林水産振興財団	042-528-1357	(公社) 香川県畜産協会	087-825-0284
(一社) 神奈川県畜産会	045-761-4191	(公社) 愛媛県畜産協会	089-948-5891
(公社) 山梨県畜産協会	055-222-4004	(一社) 高知県肉用子牛価格安定基金協会	088-892-4830
(一社) 長野県畜産会	026-228-8809	(公社) 福岡県畜産協会	092-641-8723
(公社) 静岡県畜産協会	054-274-0220	(公社) 佐賀県畜産協会	0952-24-7121
(公社) 新潟県畜産協会	025-234-6781	(一社) 長崎県畜産協会	095-843-8825
(公社) 富山県畜産振興協会	076-451-2480	(公社) 熊本県畜産協会	096-369-7887
(公社) 石川県畜産協会	076-287-3635	(公社) 大分県畜産協会	097-545-6594
(一社) 福井県畜産協会	0776-27-8228	(公社) 宮崎県畜産協会	0985-41-9305
(一社) 岐阜県畜産協会	058-278-2420	(公社) 鹿児島県畜産協会	099-258-5662
(公社) 愛知県畜産協会	052-951-7477	(公財) 沖縄県畜産振興公社	098-855-1129
(一社) 三重県畜産協会	059-213-7513		

●お願い●

本制度で提出される個体の登録申込等は、「**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法**」(牛トレーサビリティ法)に基づく届出と突合しています。

このため、牛トレーサビリティ法に基づく必要な手続がなされていない個体は、交付金の交付対象とならない恐れもあるため、牛トレーサビリティ法に基づく**必要な届出を行っていることを確認**のうえ、本制度に基づく各種届出を行ってください。

牛トレーサビリティ法に基づく届出は
スマホ等からできます!



お問
合せ
先

独立行政法人農畜産業振興機構(alic)

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

畜産経営対策部肉用牛肥育経営課

TEL:03-3583-8562 FAX:03-3589-8729 URL: <https://www.alic.go.jp/>



alic

検索